

## 埼玉県再犯防止推進計画庁内検討会議設置要綱

### (目的)

第1条 埼玉県における再犯防止推進計画を策定等するに当たり、関係各課の連携を密にし、その円滑かつ効率的な検討を行うため、埼玉県再犯防止推進計画庁内検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 検討会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 埼玉県再犯防止推進計画の策定に関すること。
- (2) 再犯防止に係る取組の推進に関すること。
- (3) その他、必要と認められる事項に関すること。

### (構成員)

第3条 検討会議は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

### (会議)

第4条 検討会議に議長を置き、議長は社会福祉課長が務める。

- 2 検討会議は、必要に応じて議長が招集する。
- 3 議長は必要があると認めるときは、構成員以外の者に対し会議の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

### (庶務)

第5条 検討会議の庶務は、社会福祉課において処理する。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、社会福祉課長が別に定める。

附則 この要綱は、令和2年7月9日から施行する。

この要綱は、令和2年10月7日から施行する。

この要綱は、令和3年2月10日から施行する。

別表

埼玉県再犯防止推進計画庁内検討会議構成員

部局名	職名
総務部	人事課長
	入札審査課長
県民生活部	青少年課長
	防犯・交通安全課長
福祉部	福祉政策課長
	社会福祉課長
	地域包括ケア課長
	高齢者福祉課長
	障害者福祉推進課長
	障害者支援課長
	少子政策課長
	こども安全課長
保健医療部	疾病対策課長
	薬務課長
産業労働部	雇用労働課長
	産業人材育成課長
都市整備部	住宅課長
教育局	生徒指導課長
	義務教育指導課長
	生涯学習推進課長
	人権教育課長
警察本部	生活安全総務課長
	人身安全対策課長
	少年課長
	捜査第四課長
	薬物銃器対策課長